

令和 5 年 7 月 31 日

関係者各位

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル【第 4 版】

日本医科大学多摩永山病院

当院では、平成 30 年 1 月より疑義照会における病院医師の負担軽減、並びに調剤薬局薬剤師の業務負担軽減を目的とし疑義照会簡素化プロトコルを作成、運用しています。

これは、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成 22 年 4 月 30 日）に基づいたものです。尚、本プロトコルの運用開始にあたっては、原則として事前に薬剤部担当者による説明を受け、適切な合意のもとに実施するものと致します。

《処方変更に係る原則》

- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等について薬学的解釈を行い、患者に利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 患者より他院及び他診療科等の服用状況を確認の上、相互作用・副作用を考慮する

1. 疑義照会不要事例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更（適応症が同一に限る）ただし、不明な場合は疑義照会。

② 内服薬における剤形の変更（用法用量に変更がない場合のみ可。）

〔普通錠⇔カプセル⇔OD錠〕

〔散剤⇔錠剤〕

〔粉碎指示⇔散剤〕

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

ただし、変更により患者負担が増える場合は患者の同意を必要とする。

【②③は、同一薬品（製造会社同一）において生物学的に同等でないものは、プロトコルに該当しない（別紙参照）】

④ 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。

- ⑤ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。
※患者希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる場合で**無料に限る**。
一包化加算を算定する場合は患者の同意が必要となる。
- ⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（総量が変わらない場合）。
- ⑦ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、同一成分かつパップ剤→テープ剤、またはテープ剤→パップ剤への変更（数量は変更不可）。
- ⑧ 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンRからビオフェルミンへの変更、またはその逆（併用期間のみビオフェルミンRを追加する場合には、ビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）。
- ⑨ 週1回製剤、あるいは隔日投与など、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。
- ⑩ 添付文書上、用法が固定されており用法違いにより著しい薬効減弱等の薬学的解釈が明確な場合
例：ベネット錠 17.5mg（週1回製剤）1錠 分1 朝食後→起床時
- ⑪ 漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与の用法変更
- ⑫ 湿布薬の総枚数とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化
例：アドフィードパップ 40mg（7枚/袋）10袋 ⇒ 4袋
1日2枚使用 14日 ⇒ 処方量より増える場合は、疑義照会
- ⑬ 自己注射製剤の投与間隔の適正化
週1回に使用される自己注射製剤（糖尿病治療薬など）において、患者確認により投与する指定曜日の変更が必要な場合

改定箇所は下線表示

2. 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）
[受付時間] 平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後4時
TEL：042-371-2111（代）各診療科・処方医
- ② 保険関係（保険者番号、公費負担など）
[受付時間] 平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後4時
TEL：042-371-2111（代）医事課外来係
- ③ プロトコルに関すること
[受付時間] 平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後4時
TEL：042-371-2111（代）薬品情報室

3. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」に変更内容を記入または処方箋を下記の FAX 番号に送信してください。通常の疑義照会による

変更の場合は「疑義照会報告書」にて同様に FAX での連絡をお願いします。

同一患者での 2 回目以降の do 処方においても必ず FAX での連絡をお願いします。ただし、後発品の変更調剤については本プロトコルの合意締結の有無に拘らず全て連絡不要とします（お薬手帳等により対応する）。

FAX : 042-372-7345 薬品情報室

平成 29 年 11 月 6 日 作成

平成 30 年 2 月 5 日 改定

令和 3 年 4 月 15 日 改定

令和 5 年 7 月 31 日 改定